

新規申請書作成の注意事項 -ユーザ区分について-

「**発注者**」→公共工事発注者(国や都道府県・市区町村の公共の機関)

「**排出事業者**」→公共機関から建設工事・解体工事を受注する施工者

「**処理業者**」→廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処理業者・特別管理産業廃棄物処理業者の処理施設
(土質改良プラント、最終処分場、再資源化施設を含む)

【どこに選択する画面があるのか?】

※新規申請書作成に進む画面からのご案内です

- ① **新規ユーザ登録** をクリックします

建設副産物/発生土情報交換システム
利用申請 メインメニュー

システム利用中の方

ユーザID
パスワード
ログイン
パスワードが分からない方は[こちら](#)
過去に利用していたユーザIDを再開する場合は[こちら](#)

新規に利用する方
新規ユーザ登録



- ② 赤枠の部分をクリックし、ユーザ区分を選択します(例: 排出事業者の場合)

建設副産物/発生土情報交換システムの新規利用
ユーザ区分、利用責任者メールアドレス仮登録

ユーザ区分(発注者/排出事業者/処理業者)と申込情報を管理する利用責任者のメールアドレスを仮登録してください。

ユーザ区分を選択してください

利用責任者のメールアドレス

建設副産物情報交換システム・建設発生土情報交換システムの利用規約

利用規約に同意する

登録画面へ

ユーザ区分を選択してください

排出事業者 **クリック**

発注者

処理業者

利用規約に同意する

登録画面へ

※本画面の上記区分を参考に選択してください。